

今治市障害者福祉センターに係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：健康福祉部障がい福祉課

今治市障害者福祉センターの指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市石井町四丁目669番地1
- (2) 施設の設置目的 障がい者の憩いの場として教養を高め、趣味を育て、機能回復訓練等の場として社会生活への適応性を高めるとともに、健康の保持と増進を図ること

2 募集概要

- (1) 応募受付期間 平成30年10月24日（水）～平成30年10月31日（水）
- (2) 応募者（1団体）

団体名	代表者名	住所
社会福祉法人 今治福祉施設協会	理事長 胡井裕志	今治市南宝来町一丁目9番地8

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市障害者福祉センター指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、総合的に勘案し当該団体を指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】 市民の平等な利用が確保されていること ・ 利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用を最大限発揮するものであること ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 利用者に対するサービスの向上 ・ 利用促進、利用者増への取組み ・ その他新規、魅力的な提案の有無 ・ 実現の可能性		40点
【Ⅲ】 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 当該施設の管理運営に係る市の経費 ・ 実現の可能性		25点
【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・ 人的能力（管理運営組織） ・ 物的能力 ・ 応募者の安定性、信頼性 ・ 実現の可能性		30点
【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・ 地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・ 障がい者雇用への取組 ・ 子育て支援への取組 ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組み ・ 実現の可能性		15点
【Ⅵ】 応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・ モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・ 類似施設の運営実績の有無 ・ 実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】 全般 ・ 応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、社会福祉法人今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。

団体名	社会福祉法人 今治福祉施設協会
審査基準Ⅰ	適
審査基準Ⅱ	25.6点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	21.0点
審査基準Ⅴ	10.2点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	25.0点
合計	111.8点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、利用者の主体性を尊重した指導計画の作成、継続した作業の実施、障がい者と健常者の交流できる機会の提供、マニュアル整備を通じた利用者の安全確保などが評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（102,135千円（5年間））以内であり、適正と認められた。
（指定管理料基準額：社会福祉法人今治福祉施設協会 102,135千円（5年間））

○審査基準Ⅳについては、当該施設の運営実績があり、法人内の障がい特性や制度に関する研修などを活用し、人員の能力向上を図れる安定した体制が評価された。

○審査基準Ⅴについては、今治市内に本部、事業所がある法人であり、職員も市内雇用により対応すること、障がい者雇用の実績やワークライフバランスが評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にありと認められた。

○審査基準Ⅶについては、指定管理業務方針が施設の設置目的と適合しており、当該施設に対する思い入れや熱意が感じられた。また、これまでの指定管理運営の実績から指定管理業務の実施に大いに期待できることが評価された。

○以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が利用者の平等な利用を確保することができること、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること、高い人的及び物理的能力を有すること及び設置目的を達成するために十分な能力を有していることが認められたため、当審議会は社会福祉法人今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。

また、審査の際に施設の管理運営に対する要望・意見が出されたが、それらは下記の通りであった。

- 事業内容も同じ事ばかりでなく、次へ繋がることに取り組んでほしい。
- 既存事業について前例踏襲ではなく、アンケートや直接障がい者の声をひろい、障がい者の気持ちになってサービス提供してほしい。
- 法人内の連携・ノウハウの活用により、経験したことをのぞみ苑運営に反映してほしい。また、生きがいつくりに繋がることをどんどん実施してほしい。
- 法人内の他施設とも連携し、利用者の能力がより伸びていく、社会適応能力が向上することに繋げてほしい。
- のぞみ苑生のみならず、一般の方も利用・交流する機会を創出してほしい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間 平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日まで